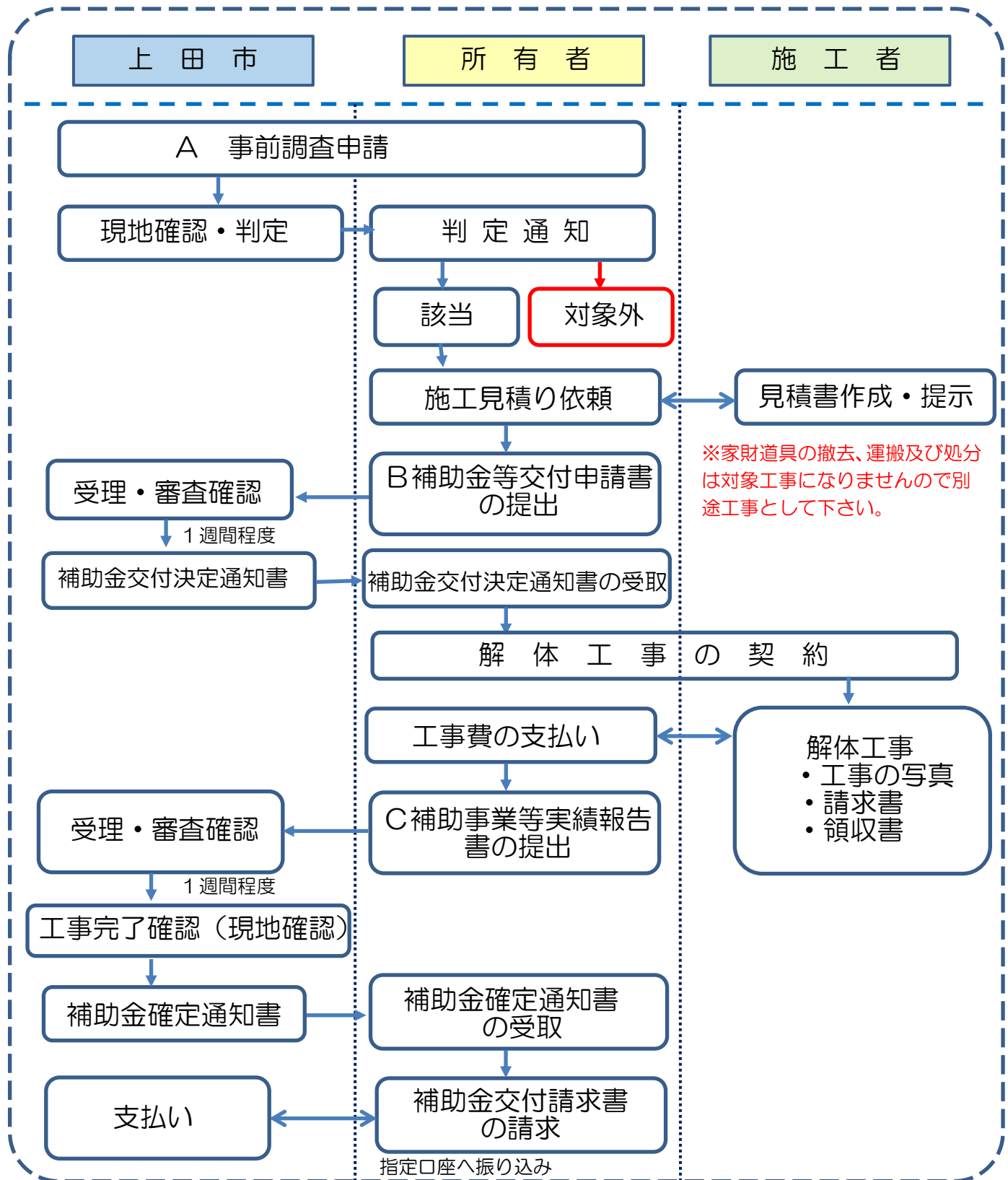


上田市老朽危険空家解体事業補助金 手続きの流れ



お問合せ先
上田市 住宅政策課 空家対策係
TEL:0268-71-6722（直通）

申請書類に必要な添付書類一覧（解体事業）

A 事前調査申請

①	○上田市老朽危険空家事前調査申請書 様式第1号
②	○位置図（案内図 老朽危険空家の場所がわかるもの）
③	○現況写真（敷地全景及び建物2面以上）
④	○建物（土地）の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
⑤	○その他市長が必要と認める書類 ※担当者から指示がなければ原則不要です。

B 交付申請時

①	○補助金等交付申請書 ※空家の所有権を有する者又はその相続人の申請になります。
②	○位置図（案内図 老朽危険空家の場所がわかるもの）
③	○空家の使用状況報告書 様式第2号
④	○補助対象経費に係る解体工事（建設工事）の見積書の写し
⑤	○解体工事工程表
⑥	○納税証明書または納税状況調査同意書 ※市税の滞納がないこと。
⑦	○補助対象空家（補助対象解体跡地の所有者）の共有者又は全ての相続人の同意書
⑧	○その他市長が必要と認める書類 ※担当者から指示がなければ原則不要です。

C 実績報告書

①	○補助事業等実績報告書
②	○解体工事請負契約書及び領収書の写し ※契約書は交付決定後の日付に注意
③	○工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
④	○その他市長が必要と認める書類 ※担当者から指示がなければ原則不要です。

※実績報告書は工事が完了した日から14日以内又は令和7年2月末日までに提出して下さい。

※現地確認後、補助金確定通知書を通知しますので、補助金交付請求書を提出してください。

※補助金交付決定前に、契約及び老朽危険空家等の解体に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。

※家財道具の撤去、運搬及び処分は対象工事になりません。

※利活用については別途相談ください。